令和5年度 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアル改訂の概要について

1 改訂の目的

- (1) **東京都の福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂**に伴い、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアルにおいても改訂を行った。
- (2) 前回の改訂内容から**区条例・規則等の変更や国のガイドライン、JIS規格変更**等に沿った最新内容へ改訂した。
- (3) マニュアル全体がホームページでも読みやすく、また使用しやすくなるように構成等も整理し3分冊とした。

2 基準等に関する主な変更点

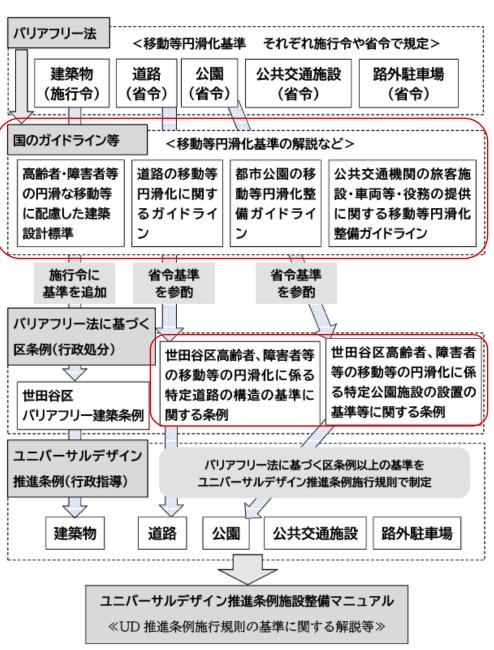
下線:都改訂に伴う変更箇所以外

凡例:●遵守○整備◎望ましい整備

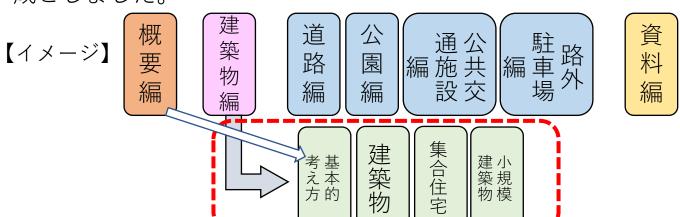
- /(1)全体(共通)●トイレのサイン計画(ピクト表示、BFトイレ)、●<u>グレーチング幅10mm以下</u> 各編冒頭へ基本的考え方を追加し、それぞれの編の内容を説明。
- (2)建築物編 **車椅子使用者用トイレの内寸基準**、宿泊施設一般客室内基準追加、観覧席・客席、駐車場、 店舗内通路や座席、優良事例紹介<u>◎その他休憩施設等※1</u>
- (3)道路編 ①●歩道に設ける**縁石の高さを車道から15cm以上**とする基準の追加
 - ②都施行規則改正に伴う順序等整理
 - ③◎タクシー乗り場の縁石仕様について追記④その他 解説文や図の追加
- (4)公園編 ①便所(●寸法内にライニングを含めない、◎男女共用トイレの設置、 ◎小便器や洗面所に杖置き場設置)◎優先駐車区画の説明の追加、誘導ブロックの図修正
- (5)公共交通施設 ① ② 券売機:話し言葉によるコミュニケーションが困難な人の利用に配慮したインターホン等の設置 ② ○駅舎等の旅客待合所及び休憩設備:優先席を設ける場合、付近に標識を設けることの追加 ③ **陸切内外**で視覚障害者が安全に通行できるように占状プロックの敷設についての文言等修道
 - ③○**踏切内外**で視覚障害者が安全に通行できるように点状ブロックの敷設についての文言等修正 ④◎車椅子席乗車位置の表示を追加⑤◎ホームの隙間の減少の追加⑥規則に合わせ**順序変更**等 /
 - ※1座れる場づくりガイドライン等区の取り組みの紹介

マニュアルの構成等の主な変更内容

ユニバーサルデザイン推進条例と法令や他条例との関係性



- ▶建建築の設計者と道路等の設計者や事業者が異なることが多く、 道路や公園のバリアフリー基準の担当課も異なるため、今まで1 冊だった冊子を以下の3冊へ分割し、それぞれのガイドラインの 改訂に合わせた改訂を適時盛り込みしやすく、また使いやすい厚 さになるよう改訂を行いました。
 - ①概要編・建築物編
 - ②概要編・道路・公園・公共交通施設・路外駐車場編
 - ③資料編
- ▶マニュアルの冒頭に**法令等の位置づけ**や、**UDやスパイラルアップ に関する考え方**などUDに関する基本的な知識などについてわかり やすく解説を追加しました。
- また、概要編はマニュアル全体に関することのみに掲載内容を絞り、**それぞれの編の冒頭に各編に関する基本的な考え方や位置づけなどの解説を分けて追加**することで、全体的にわかりやすい構成としました。



概要編の主な変更概要について

ユニバーサルデザインの考え方に基づく 環境整備について

1 ユニバーサルデザインとは

年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活 環境を構築する考え方のことです。

2 ユニバーサルデザインとバリアフリーの違い

ユニバーサルデザインもバリアフリーも、ともにすべての人が平等に社会参加できるとい う同じゴールを目指すものです。

ユニバーサルデザインは「できるだけ多くの人にとって快適な環境とするため、はじめか らあらゆる方法でバリア(障壁)を生み出さないようにするもの」という考えであり、一方、 バリアフリーは、「バリア(障壁)の存在を前提として、その除去を行うこと」です。 そのため、ユニバーサルデザインは、バリアフリーを包含し、発展させた考えと言えます。

´ ユニバーサルデザインを図るための視点



世田谷区では、平成 18 年のバリアフリー法制定を受けて、平成 19 年4月、いえ・まち 推進条例をユニバーサルデザインを基本理念とした条例に改正しました。このため、条例で 定める施設を整備基準に沿って整備する場合においても、高齢者や障害者を含めた全ての人 が安心して円滑に施設を利用できるよう、設計していく必要があります。その中でユニバー サルデザインを生かした施設整備を図るために必要となる5つの視点を紹介します。

公平 だれもが同じように施設や整備を利用できる

- ・高齢者や障害者、子ども、外国人など多様なニーズを視野に入れている。
- 基本的にだれもが同じ動線で利用できる経路となっている。(特別な経路を設定していない。)
- ・だれもが差別感や疎外感を感じることなく、利用できるようになっている。
- ・いくつかの利用手段、使用手段があり、利用者が選択できるようになっている。

簡単(容易に) 利用者の知識や能力、状況に関係なく、容易に施設や設備を利用できる

- ・人の自然な動きに配慮し、わかりやすい配置や経路となっている。
- ・施設や設備の利用方法が、簡単で分かりやすいようになっている。
- 情報が必要な場所で適切な方法により入手できる。
- 情報が、重要な順にわかりやすく提供されている。

安全(危険なく) 特別な注意を払わなくても、危険なく施設や設備を利用できる

- ・だれにとっても、危険なものや場所が無いように配慮されている。
- ・設備・器具等が安全に操作、利用できるようにつくられている。
- ・うっかりミス等があっても、危険が無いように配慮されている。

機能(使い勝手よく) 使い勝手よく施設や設備を利用できる

- ・どのような体格や身体機能の人にも、利用しやすいスペースや大きさとなっている。
- ・押しボタン等の操作系設備の配置は、自然な姿勢や動作で利用できるように配慮されている。
- 設備・器具等が、少ない力や自然な動作で利用できるように配慮されている。

快適(気持ちよく)

気持ちよく施設や設備を利用できる

- ・だれにでも快適さや心地よさが感じられるよう、素材や色使い等が配慮されている。
- ・施設全体や周囲との調和に配慮した魅力あるデザインとなっている。
- 生活の豊かさが感じられるような質感の高いデザインとなっている。
- ・だれもが疎外感を感じることなく、気持ちよく利用できるようになっている。

4 / 当事者参画の考え方

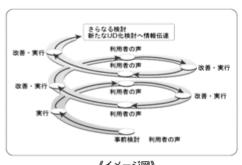
ユニバーサルデザインの考え方に立って施設の環境整備を進めていくためには、利用者の 様々な行動特性や利用実態を理解し、把握しておく必要があります。

施設の新設や大規模な改修等を行う場合には、運営事業者や設計者は、計画・設計・施工・ 完成後の各段階において、障害等の当事者を含めた多様な利用者等による検証や意見交換で 得た情報や課題等の収集と蓄積を行い、活用(フィードバック)していくことが重要です。

次の計画にも反映し、さらに使いやすく、より良い整備に努めることができるだけでなく、 維持管理面での工夫や適切な人的サポートにもつなげることができます。

このように、利用者の多様なニーズにきめ細やかに対応した建築物・道路・公園・公共交 通施設等に改善していくために、整備の計画・設計・施工及び施設や設備の運用・管理にお いて、こうした作業の繰り返し(スパイラルアップ)を着実に行うことが重要です。

そして、好事例が他の地域や事業者、設計者等へ波及してノウハウ等の蓄積が図られるこ とにより、新たな取組みが生まれ、当事者参画の機会が更に増えることが求められています。



《イメージ図》

2

5 一体的、連続的整備の推進

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例では、全ての人が施設を円滑に利用できるよう、 建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場について対象施設と整備基準を定め、整備 を進めています。そして、個々の施設の整備を進めると同時に、公共交通施設と道路や建築 物に近接する道路、情報提供など、施設間の円滑な利用や移動の連続性を確保するよう計画 的・一体的に整備を進めることも重要となります。

このため、本条例では異なる施設所有者等が連携して一体的に整備をするよう定めていま す。

▶概要編に

- (1)UDの視点
 - (公平、簡単、安全、 機能、快適)
- (2)スパイラルアップ
 - (当事者参加)
- の説明を追加しました。

解説編の主な変更概要について①



1 移動等円滑化経路

新

【基本的な考え方】

すべての人が建築物を円滑に利用できるように、建築物の敷地の接する道等から利用居室等 に至る1以上の経路を、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路(移動等円滑化経 路)として段差がなく通行しやすい幅に整備する。又、当該利用居室等から車椅子使用者用便 房及び車椅子使用者用駐車施設に至る1以上の経路についても、移動等円滑化経路とする。さ らに、公共用歩廊の経路についても移動等円滑化経路とする。

整備基準では、高齢者、障害者等を含む不特定若しくは多数の者が利用する居室等への経路を整備するよう規定しているが、遵守基準では、高齢者、障害者等を含む不特定かつ多数の者が利用する居室への経路の整備を規定している。



■基準

経路		整備内容	緩和措置	別表 第 3 (遵守)	別表 第 2 (整備)
	1	移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けない ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設している場合は、この限りでない ※道等からの段は 2cm 以内とする。		(2)	(2)

解説編では各編冒頭に基本的考え方の内容を追加 レイアウトの変更、都の解説文・解説図を追加 区独自基準を記号で明示・凡例の追加を行いました。

【施行規則の表記方法の変更】

- ・施行規則本文に沿った基準の掲載へ変更しました。
- ・色や枠を変えて経路ごとに基準の違いが分かりやすい デザインになりました。
- ・用途と規模によりかかる基準など分かりにくい部分は **表で掲載**しました。

1 移動等円滑化経路等

【基本的考え方】

全ての人が建築物を円滑に利用できるように、建築物の敷地の接する道等から利用居室等に至る1以上の経路を、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路(移動等円滑化経路等)として段差がなく通行しやすい幅に整備する。また、当該利用居室等から車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車施設に至る1以上の経路についても、移動等円滑化経路等とする。さらに、公共用歩廊の経路についても移動等円滑化経路とする。

整備基準では、高齢者、障害者等を含む不特定若しくは多数の者が利用する居室等への経路を整備するよう規定しているが、遵守基準では、高齢者、障害者等を含む不特定かつ多数の者が利用する居室への経路の整備を規定している。

遵守基準	整備基準
(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上(エに定める 経路については、その全てのもの)を高齢者、障害 者等が円滑に利用することができる経路(以下この 表において「移動等円滑化経路等」という。)とする こと。	(1) 同左
ア 建築物に、利用居室※1を設ける場合における道等から当該利用居室までの経路(幼稚園、保育所及び母子生活支援施設、理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗並びに中規決口のある階(以下「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)	ア 建築物に、利用居室等※6を設ける場合における 道等から当該利用居室等までの経路
イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房※3 を設ける場合における利用居室※4から当該車 椅子使用者用便房までの経路	イ 同左(「利用居室」を「利用居室等」と読み替え)
ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設 を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車 施設から利用居室※4までの経路	ウ 同左(「利用居室」を「利用居室等」と読み替え)
エ 建築物が公共用歩廊である場合におけるその一 方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、そ の他方の側の道等までの経路※5	工 同左
(2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと(※)。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 ※道等からの段は 2cm 以下とする	(2) 同左

- ※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。
- ※2 診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、 飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス 業を営む店舗であって、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ 200 ㎡以上 500 ㎡未満のもの をいう。
- ※3 車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。
- ※4 当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。
- ※5 当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。
- ※6 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいず

解説編の主な変更概要について②

旧

■基準の解説

化経路

- ●下記(1)から(4)までの経路のうちそれぞれ 1 以上を高齢者、障害者等が円 滑に利用できる、段差がなく通行しやすい幅とした経路とする。
- ●移動等円滑化経路上にある出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター、特殊な 構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、敷地内の通路は、各項 目の移動等円滑化経路の整備基準に適合させる。

(1)道等から 利用居室等 までの経路

- ●道等から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が 利用する居室(利用居室)までの経路の1以上を移動等円滑化経路とする。 利用居室には、バックヤード等特定の者が利用する居室は含まない。
- ●「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次 店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」にお いて、地上階又はその直上階のみに利用居室を設ける場合や、地上階又は その直下階のみに利用居室を設ける場合は、上下の移動に係る部分は移動 等円滑化経路としなくてもよい。

新

■基準の解説

凡例:●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

移動等円滑 化経路等

ア 道等か ら利用居室

等までの経

路

滑に利用できる、段差がなく通行しやすい幅とした経路とする。 ●移動等円滑化経路等上にある出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター、

◆下記アからエまでの経路のうちそれぞれ1以上を高齢者、障害者等が円

特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、敷地内の通路 は、各整備項目の移動等円滑化経路等の整備基準に適合させる。

- ●道等から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等 が利用する居室(利用居室)までの経路の1以上を移動等円滑化経路等 とする。利用居室には、バックヤード等特定の者が利用する居室は含ま ない。
- ◆道等からの段は L 型溝を含めて 2cm 以下とすること。
- ●ただし、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリー **土ング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営** む店舗及び中規模建築物」においては、地上階又はその直上階のみに利 朋居室を設ける場合や、地上階又はその直下階のみに利用居室を設ける 場合は、上下の移動に係る部分は移動等円滑化経路等としない。
- ●『幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取 **次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」** には、郵便局、銀行は含まない。その他これらに類するサービス業を営 む店舗の例として、美容院、レンタルビデオ屋、損害保険代理店が挙げ られる。
- ◇道等から不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害 指等が利用する居室等その他の室(利用居室等)までの経路の1以上を 移動等円滑化経路等とする。利用居室等は、特定かつ多数の者が利用す るバックヤード、居室ではない自動販売機置場や屋上、テラス、交通機 関の出入口に通ずる部分である。
- ○直上直下階のみに利用居室がある「幼稚園、保育所及び母子生活支援施 |設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これら ♥ に類するサービス業を営む店舗」の用途(直上直下階の移動等円滑化経 路等がかからないもの)であっても、それぞれの階層の利用居室等に至 る経路は移動等円滑化経路等とする。

→ 【図 1-2】

【解説文・望ましい基準・解説図の変更について】

- ・**区独自の基準を明示**・凡例の追加をしました。
- ・解説文・望ましい基準はそれぞれの経路や車椅子使用者用トイレ 一般トイレなど**各基準ごとに枠を分けて解説**を掲載しました。
- ・解説文・望ましい基準等を掲載後に解説図を掲載するレイアウト へ変更しました。

→【図 1-1】

→【図1-2】

解説編の主な変更概要について③

【その他の変更内容】

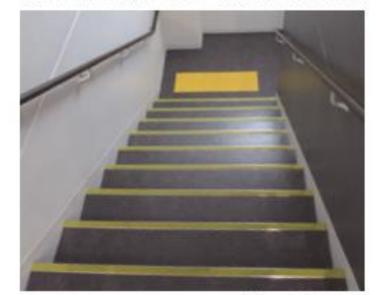
- ・コラムにて優良事例の掲載を追加しました。例)段鼻の明度差など
- ・解説図にわかりにくい部分の参考例を追加しました。例)手すり点字記載例など
- ・カームダウン・クールダウン室について望ましい整備に追加で掲載しました。



カームダウン・クールダウン Calm down, cool down

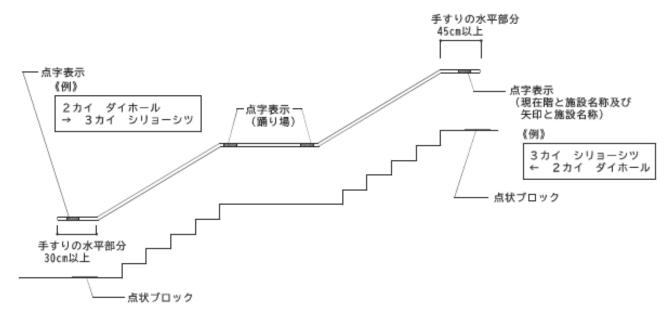
《コラム》

段鼻の位置を分かりやすくするため、 踏面の色と段鼻の色に明度差を設けた例



代田区民センター

【図29-7】階段手すりと点字表示取付け例



資料編の主な変更概要について

12 区の取り組み

■情報のユニバーサルデザインガイドライン

世田谷区では、区民や来訪者へ向けてわかりやすい情報を提供できるように、平成4年に「やさしいまち づくりデザインノート 建築編」、平成18年に「世田谷区視覚障害者のユニバーサルデザインガイドライン」 を作成してきました。

報のユニバーサルデザインガイドライン」を作成しましたが、さらに分かりやすいデザインと考え方につい て、より一層の普及に向けて、令和3年3月に改訂しました。

このガイドラインは、印刷物やサイン等を作成する区職員向けに作成していますが、区民や事業者の方々 がユニバーサルデザインによる情報発信のための参考資料としても活用できるように、1章から4章は主に 考え方をまとめ、具体的な仕様などは5章に「視覚障害者の案内・誘導」、6章に「聴覚障害者の情報のユ ニバーサルデザイン対応」、7章に「実践するにあたって」としてまとめています。

解説ページでは、触知案内板の優良事例や手すりへの点字設置方法などについて詳しく解説されており、 施設整備の際にお役立てください。

内容は世田谷区のホームページで閲覧することが可能です。

世田谷区 情報のユニバーサルデザインガイドライン



7-4 点字・触知案内板の整備

視覚障害者用の点字・触知案内板による案内については、JIS 規格 (JIS T 0921: 2017/ JIS T 0922: 2007) に従って整備を行うほか、下記の各項に配慮して整備します。

(1) 点字や触知案内板を設置する場所

- 不特定多数の人が利用する区民利用施設においては、施設全体の触知案内板や手すり に点字の案内をつけることを原則とする。
- ただし、受付などで人による案内ができる場合は、施設全体の触知案内板は設置しな くても良いものとする。

(2) 点字や触知案内板で伝える内容

- ・点字は、階数の表示や主な部屋についての情報を手すりにつける。
- 触知案内板では、人的支援に結びつけるための受付、また、トイレや施設の特性によっ て利用の多い場所などを案内する。
- 情報は精査して必要なものに絞って案内する。

(3) 多くの人が利用できる工夫

視覚障害者の単独利用以外に、視覚に障害のない人とともに利用することも多いこと に配慮し、ロービジョン (到視等) の人や色覚障害者、知的障害者、発達障害者、子ども、 日本語を母語としない人、高齢者にも配慮して、見てわかりやすい表示内容とする。

・以下の機関などでは実際の作成にあたり助営を行っているため、必要に応じて相談する。 社会福祉法人 日本点字図書館 新信区高田馬場 1-23-4 TEL 03-3209-3202

(5) 整備の例



①② この触紋(薬内板は、ロービジョン (回視等) の人、色質障害者、高齢者、日本語を母語としない人。 子どもなどにわかりやすいデザインと表記に配慮した上で、同は触知できること、重要な情報は点字 表記して、ユニバーサルデザインに配慮している。

各室出入口付近の手すり端部に室名の点字シートを貼付して、点字を使う人に配慮している。 解説ページ

■座れる場づくりガイドライン

世田谷区では、公共建築物の外構や公園、緑道、道路などの公共空間にベンチ等を設置する場合の具体的 な手引きとして、平成30年3月に「座れる場づくりガイドライン」を作成しました。

高齢化の進展等によって要介護者が増加するとともに、長期・連続的な歩行が困難になる「ロコモティブ その後、情報技術の進展や多様化、障害者差別解消法の施行等を踏まえ、平成28年4月に「世田谷区情 シンドローム」という症状を持つ人も増加しています。また、歩行や移動に障害がある人、妊婦や子どもを かかえた人など長時間連続して歩くことが困難な人もおり、外出中に"ひと休み"できる場がいろいろな所 にあることで、多くの人が安心してまちを移動することができます。

> このガイドラインでは、歩行空間やそこに近接する空間におけるベンチ等の設置に関する基本的な考え方 やアイデアをまとめています。

> また、公共空間にベンチ等が設置されても、座られていないことがあります。日々のメンテナンスに加え、 ベンチ等の設置時のしつらえや周辺環境の工夫によって、座った際の快適さや座ろうとする意識も向上しま す。そのため、座れる空間の質を高める方法について、ベンチ等の周辺に日陰や木陰を配置することや手す り付きのベンチにするなども紹介しており、整備の際にお役立てください。

また、世田谷区では令和3年に世田谷区路上ベンチ等設置指針を策定しました。 内容は世田谷区のホームページで閲覧することが可能です。

●ガイドライン

世田谷区 座れる場づくりガイドライン

設置指針

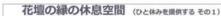
世田谷区 世田谷区路上ベンチ等設置指針





区の取り組みページ 情報のUDGL 座れる場づくりGL を追加しました。

▶資料編に



公園や道路際などにある花様はちょっとした工夫で使れる場へと変わります。 植物を育み、遊行く人の目を楽しませるだけでなく、ひと休みをして心身ともに 気持ちよくなれる場所へと変えていきましょう。花壇の高さや奥行き、植栽方法



解説ページ



情報のユニバーサルデザインガイドライン表紙